

一般競争入札に係る低入札価格調査実施要領

一般競争入札に係る低入札価格調査実施要領（平成28年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、佐賀市が実施する建設工事に係る一般競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定により落札者を決定する場合における調査の手續その他必要な事項を定めるものとする。

（低入札調査）

第2条 次に掲げる場合には、契約の内容に適合した履行がされるか否かについての調査（以下「低入札調査」という。）を行うものとする。

(1) 総合評価一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で佐賀市建設工事総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）実施要領（平成29年7月7日施行）第10条に規定する評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）の当該入札に係る価格が次条の規定により算定した額（以下「低入札調査基準価格」という。）を下回る場合

(2) 総合評価一般競争入札を除く入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）の当該入札に係る価格が低入札調査基準価格を下回る場合

（低入札調査基準価格）

第3条 低入札調査基準価格は、予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により低入札調査基準価格を算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定にかかわらず、特段の事情があるときは、市長は、あらかじめ低入札調査基準価格を別に定めることができる。

（数値的判断による失格基準）

第4条 入札を行うときは失格基準価格をあらかじめ設定し、この価格を下回る入札者は失格とする。

2 前項の失格基準価格は、前条の規定により算定した低入札調査基準価格に100分の95を乗じて得た額とする。

3 前項の規定により失格基準価格を算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（入札参加者への周知）

第5条 一般競争入札において低入札調査を行うときは、当該入札に係る公告に次の事項を記載しなければならない。

(1) 低入札調査基準価格が設定されていること。

(2) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者（最高評価値者）であっても必ずしも落札者とならないこと。

- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、この要領に規定する調査を行い、落札者を決定すること。
- (4) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取に協力すること。
- (5) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、監督及び検査の強化並びに工事完了後の実績確認等を実施すること。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、低入札調査基準価格を下回る価格で申込みをした入札者（以下「低入札調査対象入札者」という。）がある場合は、総合評価一般競争入札において、低入札調査対象者でない最高評価値者が落札者となる場合を除き、落札者の決定を一時保留する旨を宣言し、一般競争入札に係る低入札価格調査実施要領による調査後改めて落札者を決定する旨を入札参加者に告知して、入札を終了する。

- 2 前項の場合において、低入札調査対象入札者のうち最低価格入札者又は最高評価値者が複数の場合は、くじ引きにより低入札調査を行う調査順位を決定するものとする。

(積算内訳明細書等の提出)

第7条 前条の規定により開札を終了したときは、低入札調査対象入札者に対し、低入札調査の対象となった入札書に係る工事費積算内訳明細書その他必要と認める書類（以下「積算内訳明細書等」という。）の提出を求めるものとする。

- 2 低入札調査対象入札者は、前項の規定による求めがあったときは、その翌日から起算して5日以内（佐賀市の休日に関する条例（平成17年佐賀市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）に、積算内訳明細書等を提出しなければならない。

(低入札調査の実施)

第8条 専門検査員又は指定検査員及び低入札調査に係る工事を主管する課の課長が指名した検査員は、低入札調査対象入札者の提出した積算内訳明細書等について、低入札調査を実施する。

- 2 前項に規定する調査のほか、必要があると認めるときは、低入札調査対象入札者から聴き取り調査を行うことができる。

- 3 低入札調査を行った結果、積算内訳明細書等が次の各号のいずれかに該当する場合又は低入札調査対象入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、低入札調査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付さなければならない。

- (1) 数量が、佐賀市の設計図書に計上した設計数量を満たしていないとき。
- (2) 材料及び製品が、佐賀市の設計仕様に適合した品質及び規格でないとき。
- (3) 建設廃棄物の適正な処理費用を計上していないとき。
- (4) 直接工事費が、佐賀市によって積算された設計金額（以下「設計金額」という。）の85パーセント未満のとき。
- (5) 共通仮設費が、設計金額の80パーセント未満のとき。

(6) 現場管理費が、設計金額の70パーセント未満で、福利厚生費、人件費等の必要な経費を計上していないおそれがあると認められるとき。

(7) 一般管理費等が、設計金額の40パーセント未満で、必要な経費を計上していないおそれがあると認められるとき。

(委員会)

第9条 低入札調査対象入札者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされるか否かについて審査し、当該低入札調査対象入札者を落札者とするか否かを決定するため、委員会を設置する。

2 委員会は、佐賀市入札者指名等審査委員会規程（平成17年佐賀市訓令第43号）第2条に規定する第1種委員会の委員長及び委員で組織する。

3 委員会は、委員長が招集する。

4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 委員会の決定は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員会の庶務は、契約監理課において処理する。

(通知)

第10条 低入札調査又は前条第1項の規定により、落札者を決定したときは、当該落札者に対し、直ちに落札決定の通知を行う。

2 前条第1項の規定により、低入札調査対象入札者を落札者としなかったときは、当該低入札調査対象入札者に対し、理由を付して、落札者とならない旨を通知する。

(契約保証の額)

第11条 低入札調査対象入札者を落札者とした場合において、当該落札者と契約を締結するときの契約保証の額は、契約金額の100分の20以上とする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行し、同日以後に公告を行う競争入札について適用する。